

令和 6 年度 第 4 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和 6 年度第 4 回仁淀川町農業委員会定例総会を令和 6 年 11 月 26 日仁淀川町林業振興センター 2 階大会議室に召集する。

農業委員定数 14 名 現委員 14 名

農地利用最適化委員 7 名 現委員 7 名

2. 出席委員 13 名

欠席委員 1 名

農地利用最適化推進委員 5 名

欠席委員 1 名

(事務局) 5 名

3. 議案

議案第 7 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について

議案第 8 号…農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について

その他

開会

午前 9 時 30 分

事務局（●●） 令和 6 年度第 4 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員会の出席数は 18 名、内農業委員は 13 名で過半数に達しており会は成立
会長挨拶

本日の署名委員（13 番 ●● ●●委員 1 番 ●● ●●委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第 7 号

（農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について）

○受付第 16 号（所有権移転）

〔事務局●説明〕

譲渡人は仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 497 m²

●●字●● ●●番● 面積 33 m²

合計面積 530 m²、地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●● 委員〕

事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 17 号（所有権移転）

〔事務局 ●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん ●●歳 農業

譲受人は、大阪市●● ●●番●●

●● ●●さん ●●歳 会社員兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 96 m²

●●字●● ●●番 面積 235 m²

●●字●● ●●番 面積 108 m²

●●字●● ●●番 面積 421 m²

●●字●● ●●番 面積 92 m²

合計面積 952 m²、地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第18号（所有権移転）

〔事務局●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●番地●●

●● ●●さん ●●歳 農業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん ●●歳 農業

土地の所在は、	●●字●● ●●番●	面積 130 m ²
	●●字●● ●●番	面積 58 m ²
	●●字●● ●●番●	面積 148 m ²
	●●字●● ●●番	面積 269 m ²
	●●字●● ●●番	面積 88 m ²
	●●字●● ●●番	面積 1275 m ²
	●●字●● ●●番	面積 334 m ²
	●●字●● ●●番●	面積 23 m ²
	●●字●● ●●番	面積 347 m ²
	●●字●● ●●番	面積 42 m ²
	●●字●● ●●番	面積 184 m ²
	●●字●● ●●番	面積 9.67 m ²

合計面積 2807.67 m²、地目は台帳・現況とも畑になっています。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。

4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 8 号

(農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について)

○受付第 7 号 (農地転用)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地● ●● ●●さん

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地● ●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 152 m²

●●字●● ●●番● 面積 756 m²

●●字●● ●●番● 面積 639 m²

●●字●● ●●番● 面積 174 m²

面積 1,721 m²のうち地目は台帳、現況ともに畑となっております。

〔地区担当委員 ●● ●●委員〕

現地確認を事務局と実施しました。

まず事業実施の確実性については

1. ●●●●が、駐車場整備のための資金があることを事務局が確認しています。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく墓地の設置が実施されることを確認しました。
5. ●●●●は●●●●を拠点に観光業を営んでおり、駐車場が慢性的に不足しています。
●●●●から近いこの農地のほかに適正な土地はありません。
6. 農地転用面積は目的からみて適正と思われます。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 9 号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更（除外）申請書審議について）

○受付第 1 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、高知市●● ●●番地●●

●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

地目は台帳は畑、現況は休耕となっています。

除外面積は 3,530 m²

変更の内容は集落活動センターを立ち上げグランピング事業において施設を整備するため。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

現地確認を事務局立ち合いのもと実施しました。

除外される農用地は必要最低限であり、周辺農地には悪影響を及ぼさないことからこの除外は適当であると思われます。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

○受付第 2 号、3 号

〔会長 ●●説明〕

受付 No2 と受付 No3 につきまして、同一事業に伴う除外案件となりますので、まとめて事務局より説明をお願いします。

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 229 m²

●●字●● ●●番● 面積 765 m²

除外合計面積は 994 m²

地目は台帳現況とも畑となっています。

続いて申請人、高知市●● ●●番地●

●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 453 m²

地目は台帳畑、現況は休耕地となっています。

変更の内容は集落活動センター（飲食店）及び事務所、駐車場を整備予定。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

現地確認を事務局立ち合いのもと実施しました。

除外される農用地は必要最低限であり、周辺農地には悪影響を及ぼさないことからこの除外は適当であると思われます。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

閉会 午前 10 時 30 分

上記の会議の次第は、事務局職員● ●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員